

## 自然地名や施設名毎の英語表記規定

令和3年3月

北陸ブロック道路標識適正化委員会富山県部会

## 1. 目的

---

各道路標識適正化委員会において、自然地名及び施設名毎に個々の英語表記が付されているが、外国人旅行者へのわかりやすい案内とするためにも、各道路管理者間での整合のみならず、観光パンフレットや、国土地理院作成の地理院地図との英語表記等とも整合が図られるべきである。

本規定は、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示(平成26年国土交通省告示第327号)」や既存ガイドライン(『多言語対応ガイドライン(観光庁平成26年3月)』、『地名等の英語表記規程(国土地理院平成28年3月)』)等を参照し、観光部局等への照会の上で、自然地名及び施設名毎に英語表記を付するためのルールを策定したものである。

本規定を踏まえて、道路標識に使用されている自然地名及び施設名を対象に、個々の英語表記を決定し、英語表記の整合を図っていくものとする。

## 2. 表音のローマ字表記について

道路の案内標識には、日本語に合わせて、ローマ字を併記する事を原則とする。

ローマ字表記の方法はヘボン式によるものとし、表1に従ってローマ字に変換する。

表1 ローマ字の表記方法（ヘボン式）

あ	い	う	え	お			
a	i	u	e	o			
か	き	く	け	こ	きゃ	きゅ	きょ
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しょ
sa	shi	su	se	so	sha	syu	syo
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちょ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
な	に	ぬ	ね	の	にゃ	にゅ	にょ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひゃ	ひゅ	ひょ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ま	み	む	め	も	みゃ	みゅ	みょ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
や		ゆ		よ			
ya		yu		yo			
ら	り	る	れ	ろ	りゃ	りゅ	りょ
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
わ		を		ん			
wa		o		n			
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じょ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢゃ	ぢゅ	ぢょ
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びゃ	びゅ	びょ
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴゃ	ぴゅ	ぴょ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

## (注 意 点)

- ① はねる音「ん」は、全て n と書く。m、b、p の前では m を用いてもよい。
- ② はねる音を表す n と、次にくる母音字または y を切り離す必要がある場合には、n の次にハイフンを入れる。
- (例) 安養寺(あんようじ)      An-yoji      (※富山市)
- ③ つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。  
ただし、ch 音が次にくる場合には c を重ねず t を用いる。
- (例) 八町      Hatcho      (※富山市)  
日中上野      Nitchu-Uwano      (※立山町)
- ④ 長音を表す記号は、省略することを原則とする。  
ただし、50音の「い」段の長音は「i」を重ねて、「えい」は「ei」と書く。  
また、ローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合はそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。  
「ー」(調音符)は省略する。
- (例) 横尾      Yokoo      (※朝日町)  
通町      Toorimachi      (※高岡市)  
万尾      Moo      (※氷見市)  
下大久保      Shimo-Okubo      (※富山市)  
豊丘町      Toyookacho      (※富山市)  
流通センター水戸田      Ryutsu Center Mitoda      (※射水市)
- ⑤ 特殊音の表し方については、以下を標準とする。
- キエ → kye、シエ → she、チェ → che、ニエ → nye、ヒエ → hye、ミエ → mye、  
リエ → rye、イエ → ye、ギエ → gye、ジェ → je、ビエ → bye、ピエ → pye、      ティ → ti、  
トゥ → tu、ディ → di、ドゥ → du、デュ → dyu、ツァ → tsa、ツイ → tsi、      ツェ → tse、  
ツォ → tso、ファ → fa、フィ → fi、フェ → fe、フォ → fo、ファ → fya、      フユ → fyu、  
フョ → fyo、ヴァ → va、ヴィ → vi、ヴ → vu、ヴェ → ve、ヴォ → vo、      ウィ → wi、  
ウエ → we、ウオ → wo
- ⑥ 文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。
- ⑦ 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「-(ハイフン)」を入れることができる。

### 3. 英語表記の方法及び内容について

道路の案内標識の英語による表記は、同一の自然地名及び施設名については、同一の英語表記都市、表2に示す自然地名及び施設名については、原則として、道標の英語(略称も可)を用いる。英語表記方法は、追加方式または置換方式のいずれかによることを標準とする。

- ・追加方式・・・表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語を追加する。
- ・置換方式・・・表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分に対応する英語に置き換える。

**表2 地名等の英語表記 (1/3)**

地名等(日本語)	英語表記	略称表記
県	Prefecture	—
都	Metropolis	—
市	City	—
区	Ward	—
町	Town	—
○丁目	○	—
鉄道駅、軌道線	Station	○○Sta.
空港	Airport	—
港湾	Port	—
自動車駐車場	Parking	—
トンネル	Tunnel	—
橋	Bridge	○○Brg.
通り	Avenue /Street /Boulevard	○○Ave. /○○St. /○○Blvd.
高速道路	Expressway	○○Expwy. /○○Exp.
地下道	Underground Passage	—
交差点	Intersection	—
エリアマップ	Area Map	—
料金所	Toll Gate	—
正門	Main Gate	—

表2 地名等の英語表記 (2/3)

日本語表記	英語表記	略称表記
城	Castle	—
温泉	Onsen	—
美術館	Museum of Art	—
記念館	Museum	—
公園	Park	—
県庁	Prefectural Office	○○ Pref. Office
市役所	City Hall	—
町役場	Town Office	—
村役場	Village Office	—
区役所	Ward Office	—
郵便局	Post Office	—
病院	Hospital	—
小学校	Elementary School	○○ Elem. School
中学校	Junior High School	○○ J.H. School
高等学校	High School	—
高等専門学校	Vocational High School	—
大学	University /College /Institute	—
幼稚園	Kindergarten	—
保育園	Daycare Center	—
体育館	Gymnasium	—
歩道橋	Footbridge	—
税務署	Tax Office	—
消防署	Fire Station	—
裁判所	Court	—
簡易裁判所	Summary Court	—
地方裁判所	District Court	—
高等裁判所	High Court	—

表2 地名等の英語表記 (3/3)

地名等 (日本語)	英語表記	略称表記
墓地	Cemetery /Graveyard	—
図書館	Library	—
老人ホーム	Retirement Home	—
森林管理署	District Forest Office	—
気象台	Meteorological Observatory	—
保健所	Health Center	—
神社	Shrine	—
仏閣	Temple	—
山岳	Mountain	Mt.○○
河川	River	○○ R. または ○○ Riv.
湖	Lake	L.○○
岬	Cape	C.○○
峠	Pass	P.○○
海岸、浜	Beach	B.○○
島	Island	○○ Is.
洞窟	Cave	—
高原	Highland	○○ Hld.

### 1) 自然地名の英語表記方法

(1) 地形を表す部分が標準的な漢字及び読み該当しない場合は、追加方式とする。

(例) 医王山(いおうぜん) Mt.Iozen (※南砺市)

(2) 地形を表す部分の直前に促音がある場合は追加方式とする。

(例) 別山(べっさん) Mt.Bessan (※立山町)

(3) 地形を表す部分の直前に助字(平仮名表記でのみ現れる場合も含む)がある場合は追加方式とする。

(例) みくりが池(みくりがいけ) Mikurigaike Pond (※立山町)

(4) (1)～(3)に該当しない場合、固有名詞的部分(名称全体から地形を表す部分を除いた部分)の読みの音拍数により場合分けをする。

※音拍数とは、促音(「っ」)、長音(「ー」)、撥音(「ん」)及び拗音(「きゃ」「きゅ」「きょ」など)をそれぞれ1文字として数えた場合の読みの文字数と同じである。

固有名詞的部分の読みが、1音拍の場合は追加方式とする。

(例) 小川(おがわ)                      Ogawa River                      (※朝日町・入善町)

土川(どがわ)                      Dogawa River                      (※富山市)

(5) (1)～(3)に該当せず、固有名詞的部分の読みが、2音拍で漢字1文字の場合は追加方式とする。

(例) 立山(たてやま)                      Mt.Tateyama                      (※富山市・立山町)

松川(まつかわ)                      Matsukawa River                      (※富山市)

(6) (1)～(3)に該当せず、固有名詞的部分の読みが、2音拍で漢字1文字でない場合(漢字2文字、平仮名2文字及び片仮名2文字)で、山、湖及び岬(地形を表す英語が先頭に付くもの)の場合は追加方式とする。

(例) 餓鬼山(がきやま)                      Mt.Gakiyama                      (※黒部市)

(7) (6)の場合でも、固有名詞的部分のみで山又は山域をさす場合は置換方式とする。

(例) 浄土山(じょうどさん)                      Mt.Jodo                      (※立山町)

金剛堂山(こんごうどうざん) Mt.Kongodo                      (※南砺市)

(8) (6)の場合でも、固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、居住地名及び公共施設名等に使用されている場合は置換方式とする。

(例) 増山湖(ますやまこ)                      Lake Masuyama                      (※砺波市)

珠洲岬(すずみさき)                      Cape Suzu                      (※珠洲市)



(9) 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合(漢字2文字、平仮名2文字及び片仮名2文字)で、川、峠及び海岸(地形を表す英語が末尾に付くもの)の場合は、置換方式とする。

ただし、地名全体が居住地名及び公共施設名などに使用されている場合は、追加方式とする。

(例) 布施川(ふせがわ)	Fuse River	(※魚津市・黒部市)
井田川(いだがわ)	Ida River	(※富山市)
江戸川(えどがわ)	Edogawa River	(※東京都江戸川区、江戸川学園)

(10) 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合は置換方式とする。

ただし、複合地名(地域名称等が先頭に付く地名)の場合や東、西、南及び北並びに上、中及び下並びに新、旧及び元などの接頭語が付く場合は、要素に分解し、最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数により、英語表記を行う。

また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を基の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合は、追加方式とする。

(例) 劔岳(つるぎだけ)	Mt.Tsurugi	(※上市町)
有峰湖(ありみねこ)	Lake Arimine	(※富山市)
東笠山(ひがしかさやま)	Mt.Higashi-Kasayama	(※東+笠山に分解、富山市)
東山(ひがしやま)	Mt.Higashiyama	(※方角を表す語は地形を表す語と結びつきが強いいため追加方式)

## 2) 施設名の英語表記方法

(1) 施設管理者が使用している英語名称がある場合は、それを表記する。

道路名の英語表記は、追加方式とする。

(例) けやき通(けやきどおり)	Keyaki-dori Street	(※富山市)
------------------	--------------------	--------

(2) 橋名の英語表記は、置換方式とする。「橋」又は「ブリッジ」はBridgeと表記する。

「大橋」は追加方式により〇〇-ohashi Bridgeと表記する。

日本橋、二重橋のように居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化しているものについては追加方式とする。

(例) 有沢橋(ありさわばし)	Arisawa Bridge	(※富山市)
富山大橋(とやまおおはし)	Toyama-ohashi Bridge	(※富山市)

(3) トンネル名の英語表記は、置換方式とする。「トンネル」又は「隧道」はTunnelと表記する。

(例) 倶利伽羅トンネル(くりからとんねる)	Kurikara Tunnel	(※小矢部市)
------------------------	-----------------	---------

- (4) 鉄道駅名の英語表記は、置換方式とする。「駅」はStationと表記する。  
ただし、「新駅」の場合は、追加方式とし、Shin-eki Stationと表記する。

(例) 富山駅(とやまえき) Toyama Station (※富山市)

〇〇新駅(〇〇しんえき) 〇〇-shin-eki Station

- (5) 空港名の英語表記は、置換方式とする。「空港」又は「飛行場」はAirportと表記する。

(例) 富山きときと空港(とやまきときとくこう) Toyama Kitokito Airport (※富山市)

- (6) 港名の英語表記は、置換方式とする。「港」はPortと表記する。

ただし、「港」の直前に「東」、「西」、「南」及び「北」が付く場合は追加方式とする。

(例) 伏木港(ふしきこう) Fushiki Port (※高岡市)

富山新港(とやましんこう) Toyama-Shinko Port (※射水市)

- (7) 公園名の英語表記は、置換方式とする。「公園」はParkと表記する。

ただし、種別を表す語が「公園」でない場合には追加方式とする。

(例) 砺波チューリップ公園(となみちゅーりっぷこうえん) Tonami Tulip Park  
(※砺波市)

兼六園(けんろくえん) Kenrokuen Park

- (8) 神社仏閣名の英語表記は、追加方式とする。「神社」はShrineと、「仏閣」はTempleと表記する。

(例) 日枝神社(ひえじんじや) Hie-jinja Shrine (※富山市)

八幡宮(はちまんぐう) Hachimangu Shrine (※富山市)

瑞龍寺(ずいりゅうじ) Zuiryuji Temple (※高岡市)

- (9) 城名の英語表記は、置換方式とする。「城」はCastleと表記する。

ただし、種別を表す語が「城」でない場合には追加方式とする。

(例) 富山城(とやまじょう) Toyama Castle (※富山市)

五稜郭(ごりょうかく) Goryokaku Castle

- (10) 学校名及び建物名の英語表記は、置換方式とする。

ただし、名称に種別を表す用語が含まれていない場合や、英語に対する標準的な日本語訳でない場合は追加方式とする。

(例) 富山大学(とやまだいがく) University of Toyama (※富山市)

富山国際大学(とやまこくさいだいがく)

Toyama University of International Studies (※富山市)

### (分かち書きについて)

① 地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切る。

ただし、分かち書きしなくても誤解のない場合や、短い地名などの場合は除く。

(例) 下大久保(しもおおくぼ) Shimo-Okubo (※富山市)

② 発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切る。

ただし、広く使用されている場合など、分かち書きしなくても誤解のない場合は除く。

(例) 安養寺(あんようじ) An-yoji (※富山市)

## 4. 英語表記の例外について

---

自然地名及び施設名毎の個々の英語表記については、原則として、本規定に基づいて対訳を決定するが、富山県固有の対訳については、各道路管理者間で調整するものとし、必要に応じて本委員会に諮り、本委員会内で調整の上、決定するものとする。